

熊本市障がい者生活プランの策定について

【障がい福祉課】

1 概要（策定の根拠）

「熊本市障がい者生活プラン」は、障害者基本法第11条第3項に基づき、本市の障がい者施策に関する基本的事項を定める計画で、国の障害者基本計画や都道府県の障害者計画を基本として、市町村における障害者の状況等を踏まえ、市町村における障害者のための施策に関する「市町村障害者計画」として策定するもの。

現在のプランの期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間。

2 計画期間

令和6年度から令和10年度まで

3 主な内容（ポイント）

今回策定するプランは、令和5年度中に策定することとしており、今年3月に策定された国の第5次障害者基本計画及び熊本県の第6期障がい者計画に基づいた内容となるとともに、本市の特徴を捉えた独自の障がい者施策を盛り込む予定としている。

4 策定の進め方

今後の熊本市における障がい者施策の更なる充実を図るため、障がい当事者や団体をはじめとした多くの市民からの様々な意見を聴取する機会を設けていくことにしている。

（1）障害者施策推進協議会での審議

学識者、関係団体、障がい当事者、市民公募委員等によりプラン案を審議

（2）障がい当事者や団体からの意見聴取

① 障がい者自立支援協議会（部会も含む）等での意見聴取

② 障がい者団体からの意見聴取

③ 当事者アンケート

（3）市民からの意見聴取

パブリックコメントの実施

5 スケジュール

6 月	令和 5 年第 2 回定例会厚生委員会（概要説明）
7 月	当事者アンケート実施
8 月	第 1 回障害者施策推進協議会（骨子案説明）
9 月	令和 5 年第 3 回定例会厚生委員会（骨子案説明）
11 月	第 2 回障害者施策推進協議会（素案説明） 関係団体からの意見聴取
12 月	令和 5 年第 4 回定例会厚生委員会（素案説明）
1 月	パブリックコメント
3 月	第 3 回障害者施策推進協議会（最終案） 令和 6 年第 1 回定例会厚生委員会（最終案説明）